

議案第 34 号

証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴う、飛騨市と高山市、下呂市及び白川村との間の各種証明書の交付等に関する事務委託の廃止

証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する 規約

証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成25年飛驒市告示第126号）は、
廃止する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案要旨

| | |
|----------|--|
| 議案名 | 証明書の交付等に係る事務委託の廃止について |
| 担当部 | 市民福祉部 |
| 提案理由 | 戸籍証明書等の広域交付制度の開始等に伴う、飛騨市と高山市、下呂市及び白川村との間の各種証明書の交付等に関する事務委託の廃止 |
| 制定改廃の根拠等 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、地方公共団体の事務委託の廃止について、議決を求めるもの。 |
| 条例の概要 | <p>【廃止の背景及び趣旨】</p> <p>証明書の交付等に係る事務委託（相互発行）については、平成13年8月から飛騨地域の市町村で事業を開始し、住民票の写しや戸籍証明書、印鑑登録証明書、税証明の交付等を複合機（FAX）を利用して実施してきたが、全国の市区町村窓口において本籍地以外の戸籍証明書の交付請求（広域交付）が本年3月1日から可能となったことやマイナンバーカードによるコンビニ交付の導入により、相互発行がなくなったため3市1村で協議し、廃止するもの。</p> |
| 市民への影響等 | <p>【市民等への影響】</p> <p>相互発行で取得していた各種証明書は、戸籍の広域交付やマイナンバーカードによるコンビニ交付で取得できる。</p> <p>【影響の規模（参考数値）】</p> <p>令和4年度の取扱い件数</p> <p>飛騨市受付：他市村へ請求し、交付したもの 329件</p> <p>他市村受付：飛騨市へ請求があり、作成したもの 801件</p> |
| 施行日 | 令和6年4月1日 |
| 備考 | |